

Q&A（平成 19 年 8 月 2 日版 入院基本料算定に関するもの）

Q. 紹介予定派遣職員の勤務時間数について、いつから計上が可能であるのか。

A. 医療機関での看護業務については、紹介予定派遣ならびに産前産後休業、育児休業又は介護休業の代替要員としての派遣労働が可能であり、この場合、派遣看護職員が実際に看護業務に従事した時間を雇用期間にかかわらず勤務時間数として計上することが可能である。

（参考）

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部改正の施行について」（平成16年3月31日医政発第0331010号、職発第0331012号、老発第0331008号）

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行について」（平成18年3月31日医政発第0331022号、職発第0331028号、老発第0331011号）